

幡多クリーンセンターリサイクルプラザ大規模改修工事
に係る施工監理業務

仕 様 書

令和 7 年 4 月

幡多広域市町村圏事務組合

目 次

第1章 総 則	1
第1節 業務の目的	1
第2節 業務名	1
第3節 業務場所	1
第4節 委託期間	1
第5節 施設概要	1
第6節 業務の範囲	1
第7節 機密の保持	1
第8節 中立性の保持	2
第9節 提出書類等	2
第10節 係員の通知	2
第11節 関係法令等	2
第12節 資料の収集、調査、検査等	2
第13節 関係官公庁との協議	2
第14節 業務の変更	2
第15節 疑義	2
第16節 成果品	2
第2章 リサイクルプラザ大規模改良工事監理業務	3
第1節 留意事項	3
第2節 業務内容	3
第3節 工事における不適当事案の報告	4
第4節 改善勧告・指示等	4
第5節 破壊調査	5
第6節 設計図書との不一致	5
第7節 監理業務報告	5
第8節 その他	5
第3章 工事範囲（参考）	6

第1章 総 則

第1節 業務の目的

本業務は、幡多広域市町村圏事務組合（以下「本組合」という。）が所有・運営するリサイクルプラザ（以下「本施設」という。）において、延命化を目的とした大規模改修工事を実施するに当たり、工事品質及び要求性能の確保を目的とした施工監理を実施するものである。

第2節 業務名

幡多クリーンセンターリサイクルプラザ大規模改修工事における施工監理業務

第3節 業務場所

高知県四万十市上ノ土居1544番地 地内

第4節 委託期間

着手：令和7年6月2日（予定）

完了：令和9年2月28日

第5節 施設概要

施設名称 : 幡多クリーンセンターリサイクルプラザ
所在地 : 高知県四万十市上ノ土居1544番地
敷地面積 : 30,520m²
建築面積 : 1,906m²（管理棟含む）
延床面積 : 2,244m²（管理棟含む）
処理対象 : ペットボトル、紙類、蛍光管類、使用済み小型家電
処理能力 : ペットボトル：0.6 t /5h、紙類：18.4t/5h
処理方式 : 圧縮・梱包
竣工年月日 : 平成14年11月

第6節 業務の範囲

本仕様書を適用する業務は以下の範囲とする。

- (1) 幡多クリーンセンターリサイクルプラザ大規模改修工事（以下「本工事」という）監理業務
- (2) (1)に伴う必要資料の検討、作成及び説明

第7節 機密の保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

第8節 中立性の保持

受託者は常にコンサルタントとしての中立性を保持すること。

第9節 提出書類等

受託者は、次の書類を随時提出するものとする。

- ①着手届
- ②工程表
- ③主任技術者届
- ④完了届
- ⑤請求書
- ⑥その他必要な書類

第10節 係員の通知

委託者は、自己に代わって監督または指示する係員を定め、書面をもってその職名及び氏名を受託者に通知する。

第11節 関係法令等

受託者は、業務の実施にあたり関係するすべての法令、規則等に従うものとする。

第12節 資料の収集、調査、検査等

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検査等は受託者が行うものであるが、本組合が所有し、本業務に利用できる資料は、それを貸与する。この場合、貸与を受けた資料はそのリストを作成し、本組合に提出し、本業務完了と同時に返却するものとする。

第13節 関係官公庁との協議

受託者は、関係する官公庁との協議を必要とするとき、また協議を求められた場合、誠意をもってこれにあたり、その内容を遅滞なく本組合に報告しなければならない。

なお、関係諸官庁等への打合せ時には、原則的に本組合係員も同行するものとする。

第14節 業務の変更

本組合の都合により、計画の一部を変更することができる。これに伴う委託料、納期の変更については別途協議して決定するものとする。

第15節 疑義

本業務の仕様書、記載事項に疑義が生じた場合、自己解釈せず本組合に照会し、本組合の意図を把握し、本業務を遂行すること。

第16節 成果品

監理業務報告書 A4版 2 部

第2章 リサイクルプラザ大規模改修工事監理業務

第1節 留意事項

- 1) 本工事監理業務においては、受託者は、本組合と工事請負者との契約事項に準拠して業務を行うとともに、常に公正かつ厳正な態度で業務にのぞみ、工事の万全と工期の厳守を期すること。
- 2) 当該施設は公共施設であり、その目的を十分認識し業務を遂行すること。
- 3) 仕様書に明記のない事項について、特に協議の必要のない本業務に関係する事項にあつては、積極的に実施すること。
- 4) 本業務における施工監理は重点監理を基本とする。
- 5) 受託者は、本組合が関係官公署並びに地元等への説明を行う場合、又は関係官庁による現場立会が行われる際には、必要に応じて施工監理者として出席すること。

第2節 業務内容

受託者は、本組合を補佐・代行して、工事発注仕様書及び本組合と工事請負者の間で取り交わした工事請負約款、実施設計図書並びに本組合が指定する工事仕様書等に基づき、工事監理を実施すること。

受託者は工事期間内において技術者を適宜派遣し工事監理、月例工程会議、検査の立会（工場検査、引渡性能試験立会を含む）、主要な工事の打合せ、関係官庁への申請及び報告に関する指導等の重点監理を行う。また、工事請負者から提出される各種図書の審査を行うこと。

本業務における標準的な業務内容は、以下のとおりとする。

1. 外業

1) 実施設計協議

受託者は、工事請負者が実施設計を行う際の疑義及び提案事項について、工事請負者と協議を行い、発注仕様に基づいた実施設計図書の作成を指示すること。

2) 施工計画検討会

受託者は、工事請負者が施工計画を立案する際、施工計画検討会を開催し、適切な施工計画の立案を指示すること。

3) 定例会議への出席

受託者は、工事定例会議に出席し、工事進捗状況の確認、課題点についての協議及び指示指導を行うこと。

尚、定例会議の頻度は、現場着工後より竣工まで1回/月を原則とする。

4) 現地立会

受託者は、施工が適切に実施されるよう適切な段階ごとに施工中の立会を行い、その品質等を確認し、監督職員に報告する。

7) 工場検査

受託者は、本工事で納入される機器のうち、主に大型の工場製作品（汎用機器を除く）について、工場完成時に品質の確認（工場検査）を実施すること。

尚、工場検査の回数は、工事期間を通して全3回を目安とするが、工事請負者による実施設計の内容及び工場検査場所等を考慮し、発注者と協議して決定すること。

8) 引渡性能試験の立会

受託者は、工事完成後の引渡性能試験に立会し、試験が適正に実施されていることを確認する。

9) 竣工検査への出席

受託者は、竣工検査に出席し、竣工図書及び工事施工箇所の確認を行う。

2. 内業

1) 実施設計図書審査

受託者は、工事請負者から提出された実施設計図書について照査、確認を行い、その結果について報告を行うとともに、調整、検討の必要がある場合は、監督職員の承諾の上、必要な措置を講じる。

2) 施工計画の審査

受託者は、「5) 施工計画検討会」を踏まえ、工事請負者から提出された施工計画について照査、確認を行い、その結果について報告を行うこと。

3) 材料・単体機器承諾図書審査

受託者は、工事請負者から提出された施工承諾図書（材料・単体機器等）について照査、確認を行い、その結果について報告を行うとともに、調整、検討の必要がある場合は、監督職員の承諾の上、必要な措置を講じる。

4) 完成図書審査

受託者は、竣工検査に先立ち、工事完成図書の確認を行い、工事請負者に必要な訂正を求めること。

第3節 工事における不適当事案の報告

受託者は、工事請負者における現場代理人、主任技術者及び監理技術者による現場管理について、著しく不適当であると認めた時は、事由を付して本組合に報告しなければならない。

第4節 改善勧告・指示等

受託者は、工事の施工が設計図書等に適合しないと認められたときは工事請負者に改善又は指示し、完全な工事を実施させなければならない。

なお、改善が重大であるとき、または改善措置に長期間を要するときは速やかに本組合に報告し、指示を受けなければならない。

第5節 破壊調査

受託者は、工事請負約款及び設計図書に基づき、必要があると認められるときは、本組合の確認を受けて破壊調査を行うことができる。

ただし、この場合の破壊は、工事請負者の立会いのもとで行わなければならない。

第6節 設計図書との不一致

受託者は、設計図書に明示されていないもの、または相互に符合しないもの、あるいは誤記・脱漏を発見したとき、もしくはこれについて工事請負者から通知を受けたとき、本組合に報告し指示を受けなければならない。

第7節 監理業務報告

受託者は、工事の進捗状況及び管理上の必要事項として、以下の項目を記載した監理業務報告書を作成し、本組合に報告すること。

- ①工事实績一覧
- ②業務日誌
- ③工事立会等写真
- ④指示書・協議書・報告書
- ⑤段階確認実施表
- ⑥その他

第8節 その他

材料合格通知書及び届出書類等、工事請負業者から提出された資料については、受託者が審査し、審査完了後済みやかに本組合に提出すること。

第3章 工事範囲（参考）

1. 整備項目（案）

- ①PETボトル圧縮梱包機本体（一式更新 令和8年11月～12月のうち約3週間を予定）
- ②PETボトル受入コンベヤ本体（一式更新 令和8年11月～12月のうち約3週間を予定）
- ③紙類圧縮梱包機機本体（一式更新 令和8年5月～6月のうち約2週間を予定）
- ④紙類受入コンベヤ（一部のみ更新※ケーシング流用、デッキ追加改造
令和8年1月～3月のうち約2週間を予定）

※エプロン板・搬送チェーン・サイクロ減速機一式・スプロケット軸・
搬送コンベヤ点検歩道の増設

- ⑤電気室内高圧電気部品（一式更新 令和8年2月のうち約2週間を予定）
- ⑥各動力盤（3面 電気品※の更新 令和9年2月のうち約5日間を予定）
※INV、シーケンサー電磁接触器、DCリアクトル、直流電源装置等盤内電気
品の更新

2. 工場検査項目（案）

- ①PETボトル受入コンベヤ 1回（検査場所未定）
- ②PETボトル圧縮梱包機 1回（香川県高松市を予定）
- ③紙類圧縮梱包機 1回（香川県高松市を予定）